



肥料取締法の改正等の説明会が開催されました

当協議会の主催する「平成19年度肥料取締法(公定規格)一部改正等の説明会並びに研修会」が3月27日午後1時半より東京都港区の南青山会館で開催されました。今回は独立行政法人農林水産消費安全技術セ

ンター肥飼料安全検査部専門指導官の田村勉氏、農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室農薬企画班の井上知郁課長補佐らにおいでいただき、無登録農薬関連のお話もありました。

平成19年度肥料取締法の改正点について

農林水産省消費・安全局農産安全管理課肥料企画班 登録基準係長 牛田勝弘氏

登録の有効期間が6年である普通肥料の種類が拡大されました。

次の3つの条件を満たした肥料は、新たに予期し得ない問題が生ずるおそれが少ないと判断されるので、その登録の有効期間が延長されます。31種類の肥料が対象です。

- ①動物由来のたんぱく質を原料としていない。
- ②動物に悪影響を及ぼす成分を含有するおそれがある污泥及び魚介類の臓器を原料としていない。
- ③他産業の副産物や廃棄物等であって精製されていないものに由来する予期せぬ有害成分を含むおそれがない。

登録の有効期間の延長が適用される普通肥料には「無条件で延長されるもの」と「一定の条件で延長されるもの」があります。

- 無条件で延長される肥料(23種類)
- 一定の条件で延長される普通肥料(8種類)

有効期間の延長は、平成20年2月下旬に公布、同年4月1日から施行される予定です。その適用は4月1日以降に申請されたものに対して行われ、4月1日以前に申請されたものの有効登録期間は3年となります。

また、「県知事の登録を受けている肥料についても同様の取り扱いになる」「有効期間が6年の肥料のみを原料として生産される『化成肥料』『配合肥料』の有効期間も6年になる」などの説明がありました。

肥料の品質保全に注力を



昨年、肥料に異物が混入されるということがありました。1つめは植物由来のタンパク質肥飼料の中にメラミンが混入されていたという例。2つ

めは肥料の中に農薬が混入されており、それが病害虫防除に一定の効果をもっていました。輸入された肥料でありまして、販売者自ら混入した訳ではありませんが、いずれにしても農家等に販売され使われています。既に自主的に回収されており、農林水産省からはそれに関する資料や、農薬が混入されていたという

消費安全技術センター 肥飼料安全検査部
専門指導官 田村勉氏

資料を今回みなさんにお配りしています。これらの問題を解決する一つの方法として、農林水産省では家庭園芸肥料の分類については今後、農薬成分の分析を検査項目にする検討もなされているようです。これについては皆さんご関心もおありでしょうし、後ほど農林水産省からご紹介があると思います。いずれにいたしましても肥料の品質を保つためには皆様、生産・流通する方々の協力が不可欠であります。輸入肥料については、そのようなことが有りましたが、このようなことがないように今後も肥料の品質保全をお願いします。
(来賓祝辞にて)

「疑義資材」について

今般、農薬としての農林水産大臣の登録を受けていない資材から農薬の成分が検出されたことが報告され、当該資材が一般の農業者等に販売されていたことが判明しました。

そこで、生産現場におけるこのような資材の使用を防止するため、農薬登録を受けることなく、何らかの形で農作物等への使用が推奨され、かつ、農薬としての効能効果を標榜しているか、もしくは、成分からみて農薬に該当し得るもの(以下、「疑義資材」)の製造者、販売者等への指導を行うための取り扱い手順が次のように定められました。 今後は、農薬

と表示していない場合でも、何らかの形で農作物等への使用が推奨され、かつ、農薬としての効能効果を標榜しているか、若しくは、成分からみて農薬に該当し得るものは、疑義資材として取り扱うこととなります。

疑義資材に係わる表示、成分等を総合的に判断し、農薬対策室が立入検査が必要と判断した場合に、立入検査が行われます。

立入検査は、原則として農薬対策室、(独)農林水産消費安全技術センター、地方農政事務所及び都道府県職員が合同で実施します。

疑義資材に関する情報提供は、農林水産省ホームページの農薬コーナーに設置する「農薬目安箱」等を活用して行われます。

記念
講演

「市場から見た最近の鉢花・花壇苗の傾向」

豊明花き(株) 常務取締役営業本部長 福永哲也氏



園芸スタイルも趣味の園芸から飾る園芸へと変化し、飾る園芸に向けてどうマーケットを作っていくかが重要。

1つは、飾りやすさ。テーブルでも圧迫感を感じさせない大きさ(省スペース)。受け皿のいらぬ鉢(汚さない・インテリア性)、衛生的な用土・肥料(食卓へ飾る)を考える。屋外か屋内か適した場所の分かりやすい提案など消費者に飾ったイメージを抱かせる工夫も必要。

園芸スタイルが変化している背景に1世帯あたりの人口割合の推移もある。05年1世帯あたりの人口割合が3人以下の世帯が75%となっている。これでは花は好きだが手がかけられない世帯が75%あるとも言える。園芸を楽しむ暇はない。手間がいらぬ植物提案が必要。オランダで多肉

園芸を「飾る」スタイルへ

植物が多いのはメンテナンスが楽だからであろう。

消費者の住環境の変化を見ると、郊外から都心回帰、戸建てからマンションへと物理的な制約もある。最適な大きさ、仕様、容量を追求する事。培養土なら何号鉢分と表記して使い切りタイプを出す事も時代に合致していると思う。

集合住宅向けの耐陰性のある植物提案や屋内をターゲットにした商品開発の強化も必要。

癒しを求める人も増え、ペットを飼う世帯も増えてきており、ペットの飼育環境に良いなど、あとは、飾った後捨てやすい、ということも大事。花は飾りたいが、煩わしくない工夫も必要。

豊明市場における取扱品目の変化

〈鉢花 3.5寸以下〉

〈鉢花 4寸以上〉

順位	1998年 品目名	2002年 品目名	2007年 品目名
1	パンジー	パンジー	パンジー
2	ニチニチソウ	ペチュニア	ビオラ
3	プリムラジュリアン	ビオラ	ニチニチソウ
4	サルビア	プリムラジュリアン	ハボタン
5	ペチュニア	ニチニチソウ	ペチュニア
6	マリーゴールド	マリーゴールド	プリムラジュリアン
7	ベゴニア センパ	ハボタン	マリーゴールド
8	キク	サルビア	サルビア
9	ポーチュラカ	ポーチュラカ	ミニシクラメン
10	ビオラ	ベゴニア センパ	ベゴニア センパ

順位	1998年 品目名	2002年 品目名	2007年 品目名
1	シクラメン	シクラメン	シクラメン
2	ポインセチア	ポインセチア	カーネーション
3	リーガースベゴニア	チューリップ	カランコエ
4	シャコバサボテン	カーネーション	ポインセチア
5	カランコエ	カランコエ	サイネリア
6	サイネリア	サイネリア	ハイドランジア
7	カーネーション	リーガースベゴニア	リーガースベゴニア
8	プリムラポリアンタ	シャコバサボテン	シャコバサボテン
9	ポットマム	ハイビスカス	ラベンダー
10	アザレア	プリムラポリアンタ	ハイビスカス

会員の皆様から頂いた質問に、農林水産省消費・安全局と農薬対策室からお答えを頂きました。概要は次の通りです。

会員からのQ&A

Q1

肥料取締法第 26条 1 項の「含有量又はその効果に関して虚偽の宣伝はしてはならない」の「虚偽」とは何を示すのですか？ 次のものは「虚偽」にはなりませんか？

- ①メーカーの実験によって推測される効果(仮説)。
- ②特許登録がある場合、明細書等に記載されている効果。
- ③定説ではないが、論文、専門書、一般書籍に記載されている効果。
- ④肥料を使用するもの間で一般的に言われている効果。(鉄は発根を促進するなど)

A 「虚偽」とは、内容が真実でないことです。含有量が事実と違ったり、肥効がないのにあるように言うことなどです。上記の①～④については、農水省に具体的にご相談下さい。

Q2

肥料取締法第 26条の 2 項の「その主成分又は効果に関して誤解を生ずるおそれのある名称を用いてはならない」の「名称」とは、具体的に何を示すのですか？

商標、肥料法上の肥料の種類、ペットネーム、キャッチフレーズなどですか？ また、「誤解を生ずるおそれ」の具体的な事例を教えてください。

A 肥料の名称、ペットネーム、肥料の種類などです。

Q3

特殊肥料同士を混合して家庭園芸用複合肥料で登録し、販売は出来ますか？

出来ない場合は、今後改正される可能性はありますか？

A 場合によっては登録は可能です。

Q4

農水省の 2 月 28 日のプレスリリースで、「今後、家庭園芸用複合肥料の登録検査項目として農薬成分の追加を行う予定としています」が発表されていますが、詳しく教えてください。(どのような農薬成分の検査か、いつからか、立ち入り検査が実施されるようになるのか等)

A 現在、安全課で検討中です。「アグリクール」や「NEW 碧露」などで違反のあった、アバメクチン、ピレトリン、ロテノンは検査項目に入りますが、それ以外の成分も検討中。時期は未定です。

Q5

農薬の植物生長調整剤と、肥料の効能効果の表現は区分し難いですが、明確な区分基準はなんですか。(生長促進、開花・着色促進等)

A 基準の書かれた文章はないですが、農薬の植物生長調整剤は、農薬として登録をされているもので、機能の増進や抑制の効果であり、肥料は、栄養を与えた結果から出てくる効果です。

Q6

農薬取締法の農薬効果と、肥料取締法の効果とどう違うのですか？ 肥料の効果として次の語句はこれまで農業用肥料や家庭園芸用肥料で広く使用されてきていますが、今後も使用しても問題はないのですか？

- ◇窒素成分による生長促進
- ◇りん酸成分による開花促進
- ◇カリ成分による病害虫抵抗性の増大、開花結実の促進
- ◇鉄成分による発根促進効果
- ◇ケイ酸成分によるイネ科植物の耐病性、耐虫性の増大
- ◇カルシウム欠乏によるトマトの尻腐れ症の軽減
- ◇鉄分欠乏による黄化症の軽減
- ◇マグネシウム欠乏による黄化症の軽減、等。

A 科学的な根拠に基づくものは問題ないです。肥料は、病虫害の防除を目的にしたものではないので、そのような表示はしないようにして下さい。

Q7

農薬効果のあるような表示の肥料の具体的な取締計画について教えてください。

A 疑義資料の通知に基づいて取締りをします。農水省の HP に「農業目安箱」が設置されており、そこに来たものは調査を行います。

Q8

原料メーカーが登録や届出をした肥料(魚かす、牛糞、鶏ふん)に規格以上の有害成分や農薬が残留していた場合、それを知らずに原料として肥料や用土を製造した時の配合メーカー、袋詰めメーカーの責任はどうなりますか？

A 配合メーカー、袋詰めメーカーには、適正な成分のものを供給する責務があります。メーカーは、有害成分や農薬が残留しているものの譲渡の中止や回収を速やかに対応する必要があります。肥料や用土の品質の管理を徹底して下さい。

Q9

最近の培養土には、不良産業廃棄物が多量混入されているようですが、培養土の原材料の使用基準(使っているもの、悪いもの、使用条件等の基準)を設定する計画は農水省にあるのですか？ また、EC濃度の高いものや発ガン性の高い物質が原材料として使用されている情報はお待ちでしょうか？

A 担当の生産局環境保全対策室に相談して下さい。

肥料 Q & A

Q. 家庭園芸用複合肥料とは？



A 窒素、りん酸、加里のうち二つ以上の成分を含み、窒素、りん酸、加里のいずれか二つ以上についてそれぞれの大きい主成分の量の合計量が0.2%以上であり、窒素、りん酸、加里の主成分量が、0.1%以上である肥料をいいます。(なお、前回で解説したように、化成肥料や配合肥料の規格に当てはまるものは、化成肥料や配合肥料で登録を受けなければなりません)

また、ヒ素、カドミウム、鉛など11種類の有害成分の規制がありますので注意が必要です。現在、家庭園芸用複合肥料に入れることが認められている農薬は、「イミダクロプリド、アセタミプリド+安息香酸デナトニウム」だけです。それ以外の農薬を入れることはできません。それ以外の農薬を無断で入れると法律違反になりますので注意が必要です。

(公定規格の改正の申し出をし、認められれば入れることができます)

家庭園芸用複合肥料は農業用肥料に比べて、

- ①うすい濃度で登録、販売できる
- ②特殊肥料など多くの原料が使用できる
- ③農業用肥料で使用が認められていない効果発現促進材(ビタミン、コバルトなど)が使用できる
- ④保証票の記載内容の一部を省略できる

などの特例があります。

なお、家庭園芸専用₂の表示と、正味重量が10キログラム以下であることが必要です。(事務局)

このコーナーでは、過去に会員の皆様から協議会へ寄せられた、肥料・用土に関する質問の中から、数が多かったもの、重要と思われるものを毎回ご紹介していきます。

会 員 紹 介

毎回、会員リスト掲載順に紹介していきます

自己紹介

品質を第一に、顧客の利益を常に考え、環境にやさしい園芸培養土・園芸資材・土壌改良資材の製造販売をしています。

グリーンプラン株式会社

〒987-0702 宮城県登米市登米町寺池銀山101-1
TEL 0220-52-5030 FAX 0220-52-5031
E-mail toyoma@green-plan.jp

事務局より

「消費者の部屋」特別展示『食の安全と消費者の信頼の確保』

農林水産省本省の「消費者の部屋」で、肥料・農薬・飼料の安全性を紹介する特別展示『食の安全と消費者の信頼の確保』が、7月14～18日まで行われます。

食べ物作りに欠かせない肥料、農薬、飼料の安全性の検査や、食品表示の検査はどのように行われているのか？

生産資材から食品まで、品質・安全性・表示の正しさを、科学的に確かめている様子を紹介します。

独立行政法人農林水産消費安全技術センター(FAMIC)の企画調整部広報室が担当されています。

【場所】農林水産省本館1階「消費者の部屋」(東京都千代田区霞が関1-2-1)

最寄り駅：東京メトロ霞が関駅(出口A6・7・9)

【開室時間】7月14日：12時～17時 15～17日：10時～17時 18日：10時～13時

【お問い合わせ】03-3591-6529

【HP】<http://www.maff.go.jp/soshiki/syokuhin/heyah/HEYA.htm/>

●次回総会の日程が決定いたしましたので、お知らせ致します。

第25回家庭園芸肥料・用土協議会総会【日時】7月24日 13時30分

【場所】KKRホテル大阪(大阪市中央区馬場町2-24)【TEL】06-6941-1122

家庭園芸肥料・用土協議会は、家庭園芸の安全で健全な振興のために、メーカー企業有志により昭和59年に設立されました。

家庭園芸肥料・用土協議会

〒650-0041 神戸市中央区新港町14-1 財団法人日本肥糧検定協会関西支部気付

TEL 078-332-6491 FAX 078-332-6545